

【不祥事根絶に向けた本校の決意】（行動基準）

- 1 私たちは、子どもたちを守り、育てます。
- 2 私たちは、法令等を遵守します。
- 3 私たちは、不祥事を許しません。
- 4 私たちは、地域に開かれた学校にします

不祥事根絶のための行動計画

三原市立宮浦中学校  
作成責任者 校長 山垣内 理恵

区分	本校の課題	行動目標	取組内容	点検方法・時期
教職員の規範意識の確立	○記者発表資料や、これまでの不祥事案をもとに研修を行ってきたが、当事者意識の向上は、課題がある。	○本校や自分に置き換えて考え、当事者意識が高まるような研修を工夫する。 ○体験的な研修となるように工夫して、研修効果が実感できるようにする。	○管理職だけでなく、できるだけ多くの教職員を講師として研修を行う。 ○服務研修の方法や内容等を教職員自らに考えさせ、当事者意識を高める。	○体罰・セクハラに関するアンケートを、生徒に学期1回以上、保護者に年1回以上実施する。 ○教職員の規範意識について、教職員アンケートを学期に1回以上実施する。 ○月1回の不祥事防止委員会で服務研修について協議し、改善を図る。
学校組織としての不祥事防止体制の確立	○教職員個人の技量に依存する場面がある。 ○他の教職員の言動について、互いに注意しあえない場面がある。	○生徒への指導に際して、自らの感情コントロール力を向上させる。 ○生徒の問題行動については、組織対応とし、複数で対応を徹底する。 ○危機につながりかねない情報を速やかに教職員で共有する。	○アンガーマネジメント研修を行う。 ○朝夕の短学活は、学年体制で対応する。 ○生徒の問題行動発生に気付いた職員はすぐに全員現場に急行し、一緒に生徒を指導する。	○月に1回、不祥事防止委員会で情報交換を行い、状況を把握するとともに、必要に応じて適切な対応をする。
相談体制の充実	○生徒から直接教職員へ相談を受けることが少ない。	○相談しやすい体制をつくる。 ○望ましい集団作りを行い、問題に気付いた生徒が問題提起をしたり、教職員に相談できたりするようにする。	○体罰・セクハラ相談窓口について、学期ごとに文書で生徒や保護者に周知するとともに、校舎内の全教室にポスターを掲示し、担当の教職員を明示する。 ○相談活動週間を設定し、生徒が教職員に悩み等を話しやすい環境を整える。	○毎週、相談委員会・いじめ防止委員会・生徒指導委員会で、相談の状況や内容を共有する。また、不安定な生徒の状況等を情報交換し、対応を協議する。 ○体罰・セクハラに関するアンケートを、生徒に学期1回以上、保護者に年1回以上実施する。